

# 審議会等の委員公募実施指針

## (目的)

第1条 この指針は、審議会等の設置等に関する要綱（平成11年6月15日施行。以下「要綱」という。）第6条に規定する審議会等委員の公募制の導入にあたり、当該委員の公募方法等について、審議会等を所管する各課(かい)（以下「主管課」という。）の準拠すべき必要な事項を定めることを目的とする。

## (公募制の対象となる審議会等)

第2条 委員の公募制導入の対象となる審議会等は、要綱第2条の定義によるもの内、当該審議会等の設置等に関する規定において、委員の構成として、市民又は市民代表(団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。)と定める規定を有するものを対象とする。

2 前項に定める審議会等を除く審議会等においては、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例(平成17年八尾市条例第20号。以下、「まちづくり基本条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制の導入について検討し、順次その実施に努めるものとする。

3 公募により選任する委員の人数は、審議会等の設置に関する規定において、具体的な人数を定める場合を除き、他の委員構成との均衡を考慮して定めるものとする。

## (申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者の資格を次のとおり定めるものとする。

- (1) 原則として年齢20歳以上の者
- (2) 本市の区域内に住所を有する者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市市議会議員及び本市職員でない者。ただし、元市議会議員及び市退職職員は申し込むことができる。
- (5) その他必要と認める事項

## (公募方法等)

第4条 委員の公募にあたっては、次に掲げる事項について市政だよりへの掲載、インターネットのホームページへの掲載、その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数

- (4) 選任の時期及び任期
  - (5) 申込方法及び申込期限
  - (6) 選考方法
  - (7) 小論文等のテーマ
  - (8) 問い合わせ先
  - (9) 電子メールによる申込を受け付ける場合は、申込先のアドレス名
  - (10) その他必要と認める事項
- 2 前項の市政だよりへの掲載等は、申込期限までに時間的な余裕を持って行うものとする。

(申込方法等)

第5条 申込方法は、申し込もうとする者から、原則として次に掲げる事項を記載したもの(用紙、様式は、自由とする。以下「申込書」という。参考別添様式1号)に小論文(800字程度のもの)を添付して提出してもらうものとする。

- (1) 申し込む審議会等の名称
  - (2) 住所, 氏名, 電話番号, 性別及び生年月日
  - (3) 現在の職業(ただし、任意記載とする)
  - (4) 活動経験(例えば、福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、市政モニター等の主な活動経験)
  - (5) 申し込んだ理由(簡潔に記載したもの)
- 2 申込書及び小論文は、返還しないものとする。

(選考の方法等)

第6条 委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考、抽選等により行う。

- 2 前項の選考は、主管課に設置する選考委員会をもって行うものとする。
- 3 前項に定める選考委員会は、まちづくり基本条例第14条第2項の規定に基づき、選考過程の公正性を確保するため、主管課以外の職員及び第三者を含めて構成するものとする。
- 4 選考の結果については、合否に関わらず、主管課より、当該申し込んだ者に通知するものとする。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募をすることができる。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。

- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）
- (6) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）

附 則

（施行期日）

この指針は、決裁の日（平成 1 1 年 6 月 1 5 日）から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。